

## 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、オンライン資格確認システムを通じて、取得した医療情報を活用して、質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

- マイナ保険証の利用について、お声掛けや案内ポスターの掲示を行っています。
- 電子資格確認を利用して取得した診療情報・薬剤情報などを、診察を行う診察室等で閲覧・活用できる体制を有しています。
- 明細書を無料で発行しています。

明細書には診療報酬の区分・項目の名称と点数・金額の詳細が分かるよう記載されています。



とっても  
簡単!

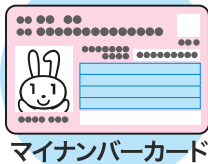
# マイナンバーカード

1

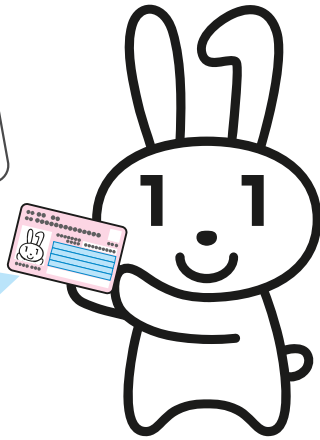
## 受付



マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。



マイナンバーカード



2

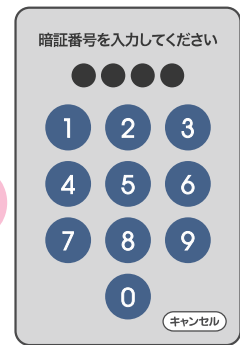
## 本人確認

顔認証または  
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

## 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

過去の情報を  
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を  
当機関に提供することに同意し  
ますか。  
この情報はあなたの診察や健康管  
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)  
過去の情報を  
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す  
ることに同意しますか。  
この情報はあなたの診察や健康管  
理のために使用します。

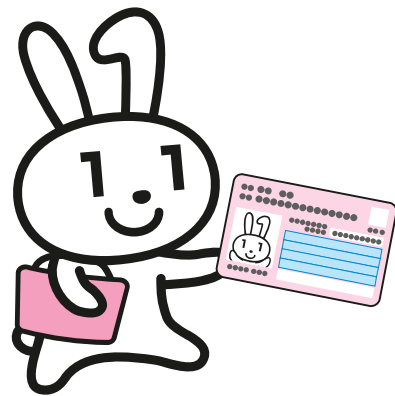
同意しない・40歳未満

同意する

4

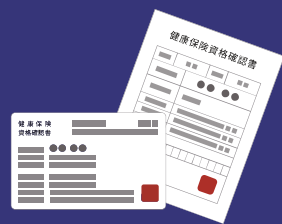
## 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



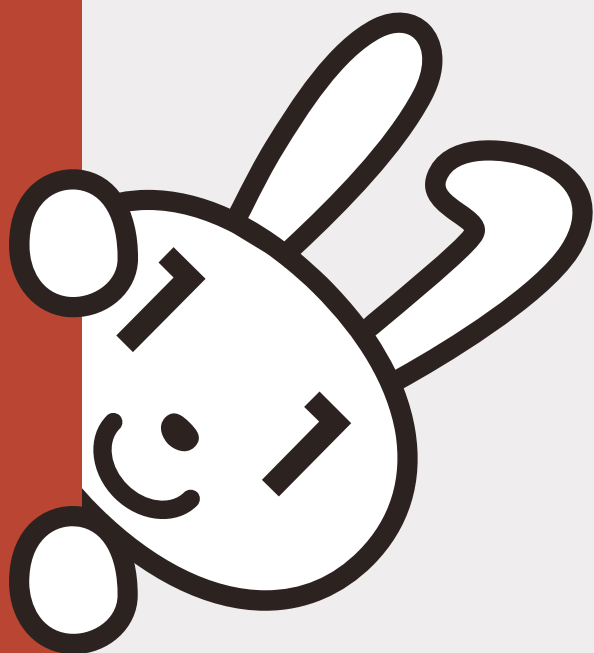
カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



# 受付では、 マイナ保険証が 資格確認書を。

従来の健康保険証の有効期限は終了しました



医療機関・薬局の受付では、  
マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」を、  
マイナ保険証をお持ちでない方は  
「資格確認書」をご提示ください。

マイナンバーカードをお持ちで、  
マイナ保険証の利用登録がお済みでない場合、  
受付時にご登録いただけます。

※ マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が  
困難な方(ご高齢の方、障害のある方等)は、  
保険者に申請いただくことで、資格確認書が交付されます。

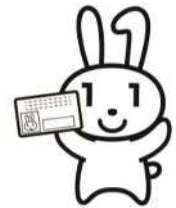
# 医療機関・薬局の受付では、 マイナ保険証か資格確認書をご提示ください

従来の健康保険証の有効期限は終了しました。  
受診時には、マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」を、  
マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」をご提示ください。  
マイナ保険証をお持ちでない方も、医療機関等でマイナ保険証の利用登録が可能です。  
ぜひマイナンバーカードを持参して利用登録のうえ、マイナ保険証をご利用ください。

## マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



## よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知らただけでは悪用されません。  
保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、従来の健康保険証と同じ情報と、  
ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した  
暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。  
待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確  
認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で  
受診したいときはどうすればいいの？

  
詳しくは裏面に

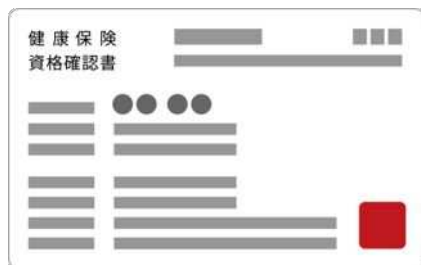
# マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

## マイナ保険証を使わない場合の受診方法

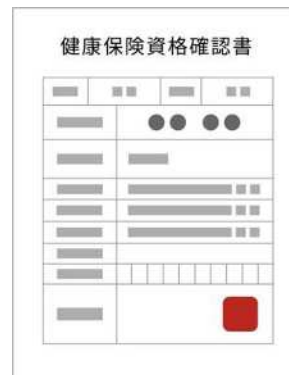
- マイナ保険証をお持ちでない方は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

一部様式例 ※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。

### <カード型イメージ>



### <はがき型イメージ>



- **マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方**には、「**資格確認書**」を**申請によらずお届けします**。  
なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様にお届けします。
- **マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方**(ご高齢の方、障害のある方等)は、**申請いただくことで、資格確認書を交付**します。(更新時の申請は不要)
- 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。従来の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
- 後期高齢者医療制度の被保険者には、令和8(2026)年7月末まで有効な資格確認書を交付しています。

## 移行後もお安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいなくても、**医療費が10割負担になることはありません。**



マイナンバー  
総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分  
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカード  
の健康保険証利用に  
ついてもっと知りた  
い方はこちら



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare